

指定変更許可制度

相模原市では、住民登録地に基づき通学する小・中学校等を指定しておりますが、児童生徒に個々の事情があり、以下の要件に該当する場合、保護者の申立てにより、指定された学校以外の学校へ指定を変更できる「指定変更許可制度」があります。詳しくは、学務課までお問い合わせください。

なお、申請受付窓口は学務課です。

○指定変更許可の要件

- (1) 以下の指定変更許可基準のいずれかに該当すること
- (2) 児童生徒の通学の安全が確保されていること
- (3) 児童生徒に著しい負担が伴わないこと
- (4) 指定変更先の学校の受け入れ態勢が整っていること

○指定変更許可基準

	指定変更許可基準	申立て時に保護者が 用意する書類	許可期間 (最長)	申立て時の 注意事項
1	小学校若しくは義務教育学校 1～5 年生 又は中学校 1～2 年生若しくは義務教育 学校 7～8 年生が、学期途中で転居した 場合	なし	学年末まで	①
2	小学校若しくは義務教育学校 6 年生又は 中学校 3 年生若しくは義務教育学校 9 年 生が転居した場合	なし	卒業まで (義務教育学 校 6 年生は 学年末まで)	①
3	児童生徒が一時的に細則第 6 条に規定す る通学区域(以下「通学区域」という。)外 に居住する場合	売買契約書又は賃貸契 約書等 (コピー可)	必要な期間	
4	児童生徒が学年途中で転居を予定してお り、転居先の通学区域に係る学校へ通学 する場合	売買契約書又は賃貸契 約書等 (コピー可)	転居を予定 している年 度の当初か ら年度末ま で	
5	自宅に帰っても、月平均 12 日以上児童 を保護する者がいない場合(両親の帰宅 まで親戚の家に預けられている場合や勤 務先や店舗等で児童を預かる場合。小学 校又は義務教育学校 1～6 年生に限る。) ただし、保護者が産休や育休等、一時的 に休職している場合であって、復職する 時期等が確認できた場合に限り、就労し ているものと取扱うことができる。	①保護者の就労証明書 ②児童預かり申立書 ③重要事項同意書 ※障害や傷病等により 児童の保護ができない 保護者については、就 労証明書に代えて、医 師の診断書等の提出を 必要とする。	卒業まで (義務教育学 校は前期課 程の修了ま で(※1))	③

6	指定された小学校又は義務教育学校の通学区域外に所在する民間児童クラブ等（日常的に児童を預けることができる事業所）への入会が認められた場合（指定された学校から児童クラブ等への移送が行われている場合を除く。）	①保護者の就労証明書 ②児童クラブの入会承認通知書（コピー可） ③重要事項同意書	卒業まで （義務教育学校は前期課程の修了まで（※1））	③
7	いじめやトラブル、その他個別の事情により、児童生徒の心身の健全な発達に対して深刻な影響があり、教育的配慮を要すると教育委員会が判断した場合	在籍校長の意見書等	卒業まで （義務教育学校は各課程の修了まで（※1））	②、③
8	児童・生徒に身体的理由がある場合（病気治療等）	医師の診断書等	卒業まで	③
9	指定変更許可区域（※2）に居住している場合	なし	卒業まで	
10	5～8の理由により、変更許可された兄弟姉妹と同じ学校へ通学する場合（義務教育学校においては、同じ課程に在籍する場合に限る。）	なし	兄弟姉妹が許可された期間	③
11	学校再編に伴い通学区域が変更となる地域に居住し、次のいずれかに該当する場合 （1）経過措置期間（最長6年）を設けられた区域（※3）に居住している場合 （2）兄姉の在籍校と弟妹の就学指定校が異なり、兄姉の在籍校へ通学する場合	なし	卒業まで	

※1 義務教育学校の課程

義務教育学校は、義務教育9年間の一貫した教育を行う学校で、1～6年生（小学校段階に相当）を前期課程、7～9年生（中学校段階に相当）を後期課程と区分しています。

※2 指定変更許可区域

指定された学校とは別の指定した学校へ変更することができる区域です。詳しくは、同頁の「指定変更許可区域」を参照してください。

また、「指定変更許可区域」における指定変更は、入学前や転入時等の就学前の場合のみ手続きできます。

※3 経過措置期間を設けられた区域

対象の区域については同頁の「指定変更許可区域」を参照してください。

また、対象の区域に転居する場合には、学務課まで事前にお問合せください。

【申立て時の注意事項】

- ①：事前に通学している学校の校長に相談してください。住民異動届（転居）の手続き後に申請してください。
- ②：事前に通学している学校の校長に相談し、十分な話し合いを行ってください。
- ③：複数年度にわたって指定変更を行う場合は、年度ごとに手続きが必要です。